

議提議案第 号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成三十年十二月 日

提出者

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第七条（略）</p> <p>2 国内旅行にあつては、旅費の種類は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号。以下「旅費条例」という。）第六条第一項に規定するもの（旅行雑費を除く。）のほか、公務雑費とする。</p> <p>3 公務雑費は、実費額により支給する。</p>	<p>第七条（略）</p> <p>2 国内旅行にあつては、旅費の種類は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号。以下「旅費条例」という。）第六条第一項に規定するものほか、公務雑費とする。</p> <p>3 公務雑費は、旅費条例第六条に規定する旅行雑費に代え旅行中の日数に応じ一日当たりの定額又は実費額により支給する。</p> <p>4 公務雑費の定額は、次項に規定する公務雑費の定額の基本額による。</p> <p>5 公務雑費の定額の基本額は、一日につき三千円とする。</p> <p>6 公務雑費の定額の基本額は、議長、副議長若しくは議員の住居から議事堂まで、又は、議事堂から議長、副議長若しくは議員の住居までの旅行以外の旅行であつて、かつ、県の所有する自動車（借上バスを含む。以下同じ。）による旅行以外の旅行をした場合に支給する。ただし、当該旅行について、県の所有する自動車によることが相当であるにもかかわらず、これによらなかつた場合は、この限りでない。</p> <p>7 交通機関による県外の旅行の場合で、次</p>

<p>4 公務雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路若しくは駐車場の利用料金の額又はタクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーの運賃若しくは料金の額とする。</p> <p>5 宿泊料の額は、一夜につき、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>の各号のいずれかに該当する旅行にあつては、第四項の規定にかかわらず公務雑費の定額の基本額に当該各号に規定する額を加算した額を公務雑費の定額とする。</p> <p>一 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める早朝の出発となる旅行（第三号に掲げる旅行を除く。） 千円</p> <p>二 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める夜間の帰着となる旅行（次号に掲げる旅行を除く。） 千円</p> <p>三 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める早朝の出发かつ夜間の帰着となる旅行 二千円</p> <p>8 一日に二以上の交通機関による県外の旅行をする場合で、これらの旅行のうち一以上の前項各号のいずれかに該当する旅行をするときは、第四項の規定にかかわらず公務雑費の定額の基本額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する額を加算した額を公務雑費の定額とする。</p> <p>一 以上の前項第一号に該当する旅行及び一以上の同項第二号に該当する旅行をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 二千円</p> <p>二 前項第三号に該当する旅行をする場合 二千円</p> <p>三 前二号に掲げる場合以外の場合 千円</p> <p>9 公務雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路の利用料金の額とする。</p> <p>10 宿泊料及び食卓料は、一夜当たり次の各号に規定する額を支給する。</p>
---	--

<p>一 旅費条例別表第一に規定する甲地方（第八条において単に「甲地方」という。） 一万五千五百円</p> <p>二 旅費条例別表第一に規定する乙地方 一万四千二百円</p>	<p>6 食卓料の額は、一夜につき、三千百円とする。</p>
<p>一 宿泊料 一万六千五百円</p> <p>二 食卓料 三千三百円</p>	<p>11 同一地域（旅費条例第二条第二項に規定する地域をいう。）内における旅行について、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃（自家用自動車による旅行を除く。）等を要する場合で、その実費額が当該旅行をする日において支給される公務雑費の定額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃等を支給する。</p> <p>第八条 議長は、議長、副議長及び議員が、公務上の必要により宿泊施設が指定されている旅行、甲地方への旅行等をする場合において、特別の事由により前条の規定によることが不適當であると認めるときは、その都度別に定めることができる。</p>

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分については、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

提案理由

議会経費の削減のため、議員の旅費の支給等について改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。